

# 過労死認定 昨秋に方針

## 野村不動産特別指導 厚労相へ報告日前

野村不動産社員の過労死をめぐる経緯

2016年 9月	野村不動産の50代男性社員が自殺
17年 春	遺族が労災申請。新宿労基署が調査に着手
10月3日 新たに判明	労基署が自殺を労災認定する方針を固める
11月17日～12月22日	厚労省が特別指導について計3回、加藤厚労相に報告
25日	東京労働局が同社に特別指導
26日	労基署が過労死を労災認定
東京労働局が記者会見で特別指導を公表	
18年 2月20日	加藤氏が同社を例に挙げ「しっかりと監督指導をおこなっている」と国会答弁
3月28日	厚労省が、特別指導前に加藤氏への報告で使った資料をほとんど黒塗りで国会に提出

に認定方針が固まっていたことが厚生労働省の開示文書などからわかった。加藤勝信厚労相は東京労働局に、「しっかりと監督指導をおこなっている」と国会答弁した。厚労省が、特別指導前に加藤氏への報告で使った資料をほとんど黒塗りで国会に提出するよう各労働局に通知しておいて、加藤氏が事前報告で過労死の労災認定方針を知った可能性が出てきた。加藤氏は今年2月の国会答弁で、「働き方改革関連法案に盛り込む予定だった裁量労働制の乱用の取り締まり例にこの特別指導を挙げた。その後、指導のきっかけが過労死と発覚。野党は都合の悪い事実を隠して答弁していたなら政治的責任は免れないと追及しておられそうだ。

開示されたのは、労働基準監督署の担当者が労災認定前に作成し、調査内容や認定の是非を記す「調査復命書」。朝日新聞が東京労働局に、今回の過労自殺を扱った新宿労基署が昨年12月に労災認定した過労死の復命書を情報公開請求したところ、2件が開示された。ほぼ黒塗りだったが、「復命年月日」は開示され、昨年10月3日付のものが野村不動産の事案だったことが厚労省関係者への取材でわかった。

厚労省によると、復命年月日は、担当者が被災者の労働時間の調査や医師からの意見聴取を終え、労災認定案をまとめた日付。労災認定に携わった経験がある関係者によると、結論が変わった場合は復命年月日も変えるため、今回の文書は労災認定の方針が10月3日から変わっていないことを示すものという。また、事前に労基署内で内容を調整するため、通常は復命年月日から数日、長くて2週間ほどで労災認定されるといい、「3カ月近くかかるのは異例で、聞いたことがない」と指摘する。

社員の過労死は昨年12月末に労災認定され、厚労省は同じ日に特別指導を発表した。だが過労死の事実は公表せず、今年3月に朝日新聞の報道で明らかになった。加藤氏は報道翌日に労災認定の報告を受けたと説明する。一方、昨年11～12月に計3回受けた事前報告で過労自殺や労災の申請・認定方針を知らされていたかは、個人情報保護を理由に明かしていない。

論が変わる場合は復命年月日も変えるため、今回の文書は労災認定の方針が10月3日から変わっていないことを示すものという。また、事前に労基署内で内容を調整するため、通常は復命年月日から数日、長くて2週間ほどで労災認定されるといい、「3カ月近くかかるのは異例で、聞いたことがない」と指摘する。

社員の過労死は昨年12月末に労災認定され、厚労省は同じ日に特別指導を発表した。だが過労死の事実は公表せず、今年3月に朝日新聞の報道で明らかになった。加藤氏は報道翌日に労災認定の報告を受けたと説明する。一方、昨年11～12月に計3回受けた事前報告で過労自殺や労災の申請・認定方針を知らされていたかは、個人情報保護を理由に明かしていない。

労災第0217第1号  
平成29年2月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）  
( 公 印 省 略 )

### 労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成29年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

#### 第1 労災補償行政を巡る状況への対応

労災補償行政を巡る状況をみると、ここ数年の過労死等に係る労災請求件数は、2,100件以上に上り、右綿関連疾患に係る労災請求件数も1,000件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている状況にある。特に、過労死等の労災請求事案（以下「過労死等事案」という。）を巡る国民の関心は高く、とりわけ過労死等事案の発生を防止するための取組強化に対する社会的要請が強まっており、労災補償行政においては、その迅速かつ的確な労災認定を図ることはもとより、今般策定された「過労死等ゼロ」緊急対策が確実に実施されるよう、監督・安全衛生行政との緊密な連携が強く求められているところである。

その一方で、厳しい定員事情や行政経費に係る予算の縮減など、行政を取り巻く環境は厳しさを増しており、このような中で、労災補償行政に対する国民の期待や関心に応えるためには、従来から取り組んでいる長期未決事案等の迅速・適正な事務処理の徹底に一層努めることはもとより、これまで以上に過労死等事案に対して的確に対応するとともに、都道府県労働局（以下「局」という。）と労働基準監督署（以下「署」という。）が連携して更なる業務の効率化と人材育成に取り組むことが重要となっている。

このため、平成29年度においては、特に次の事項を重点的に推進することとする。

- ① 過労死等事案に係る的確な労災認定と長期未決事案の発生防止
- ② 労災補償業務の迅速・適正な事務処理の徹底
- ③ 労災補償業務の効率化と人材育成

#### 第2 過労死等事案に係る的確な労災認定と長期未決事案の発生防止

##### 1 過労死等に関する社会的状況と過労死等事案に係る基本的対応

過労死等事案については、上記第1のとおり、その発生を防止するための対策が労働基準行政における要緊の課題となっていることを踏まえ、局及び署においては、

より一層の労災担当部署と監督・安全衛生担当部署の緊密な連携を図るとともに、本省とも情報の共有を図る必要がある。

このため、局管理者は、過労死等事案に係る調査の進捗及び労災担当部署と監督・安全衛生担当部署における情報共有等の状況について的確に把握し、労災担当部署において把握した情報が監督・安全衛生担当部署に共有されるよう、また、必要に応じ、事実認定に際して、監督担当部署と調整を行うよう、署管理者に対し必要な指示を行うとともに、社会的に注目を集める可能性の高い事案については、所要の報告を確実に行うこと。

#### 2 的確な労災認定に向けた調査上の留意点

##### (1) 的確な労働時間の把握

被災労働者の労働時間の把握に当たっては、使用者の指揮命令下にあることが認められる時間を的確に把握すること。そのためには、タイムカード、事業場建物への入退場記録、パソコンの使用時間の記録等の客観的な資料を可能な限り収集するとともに、上司・同僚等からの聽取等を踏まえて、事実関係を整理・確認し、始業・終業時刻及び休憩時間を詳細に特定した上で、被災労働者が実際に労働していると合理的に認められる時間を的確に把握すること。その際、事業場において休憩時間とされている時間であっても、労働者が業務に従事している、又は待機時間と同様の実態が認められる場合等は、労働時間として算入すべきことに留意すること。

また、把握した労働時間については、労働時間集計表及び参考となる資料を決定前に監督担当部署に情報提供し、情報の共有を図ること。

##### (2) 労災認定基準の適切な運用

###### ア 脳・心臓疾患

脳・心臓疾患事案における業務の過重性の判断に当たって労働時間だけでは業務と発症との関連性が強いと評価できない場合は、労働時間に加えて、不規則な勤務や拘束時間の長い勤務等の負荷要因について評価した上で、総合判断する必要があるが、行政事件訴訟等において、これら労働時間以外の負荷要因の評価が不十分な事案がみられたことから、認定基準に基づく負荷要因の評価及び業務の過重性の総合判断が適正に行われるよう徹底すること。

###### イ 精神障害

精神障害事案の出来事評価については、精神障害の労災認定実務要領（以下「実務要領」という。）に基づき行うこととされているが、平成28年度中央労災補償業務監察結果（以下「中央監察」という。）等において、複数の局で出来事評価の誤りについて指導がなされる等、依然として適正な出来事評価が行われていない状況がみられるところである。

特に、項目15「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」や項目17「2週間以上にわたって連続勤務を行った」の出来事評価については、平成27年10月に改訂した実務要領において、恒常的長時間労働との組み合わせによる評価方法を明確化しているので、これを踏まえ適正な出来事評価を徹底すること。

##### (3) 精神障害事案における的確な医学的意見の収取等

認定基準において主治医又は専門医の意見に基づいて認定要件を満たすか否かを

	時間外労働	休日労働	深夜労働	休憩時間
原則 (通常の労働時間制度)	法定労働時間を超えて労働させる場合 ・労使協定の締結・届出が必要 ・割増賃金支払義務	法定休日に労働させる場合 ・労使協定の締結・届出が必要 ・割増賃金支払義務	22時から5時までの間に労働させる場合 ・労使協定の締結・届出が必要 ・割増賃金支払義務	労働時間が6時間超の場合45分、8時間超の場合1時間
裁量労働制 (専門業務型・企画業務型)	みなし労働時間が法定労働時間超の場合 ・労使協定の締結・届出が必要 ・割増賃金支払義務	同上	同上	同上
管理監督者	原則の適用除外	原則の適用除外	同上	原則の適用除外
高度プロフェッショナル制度	原則の適用除外	原則の適用除外*	原則の適用除外	原則の適用除外

\*年104日以上かつ4週4日以上の休日を与える必要がある。

資料出所：厚生労働省資料をもとに厚生労働調査室作成

2018年5月9日 衆議院 厚生労働委員会  
 立憲民主党・市民クラブ 尾辻かな子  
 出典：厚生労働調査室資料